

栃木県ケアラー支援推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 本県におけるケアラーへの支援（以下「ケアラー支援」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「栃木県ケアラー支援推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) ケアラー支援に関する施策の推進に関する事項
- (2) 栃木県ケアラー支援条例第10条に規定するケアラー支援の推進に関する基本的な計画の策定及び進捗管理に関する事項
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 保健・医療・福祉関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 当事者団体等の関係者
- (6) その他関係機関・団体の代表等

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会には、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定め、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、主宰する。

2 会長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、栃木県保健福祉部保健福祉課が処理し、同高齢対策課、健康増進課、障害福祉課及びこども政策課は、これを補佐する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和5(2023)年3月20日から施行する。